

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 7-1-7 9-1-19 28-1-8	第 2 編 7-1-7 9-1-19 28-1-8	酒税の製造又は販売業免許、蔵置場の設置許可に係る取扱官庁について、税務署長限りで処理が完結するものを中心とした取扱官庁に見直し、その具体的範囲を明確にした。